

令和7年度50人未満所属産業医活動業務 仕 様 書

- 1 各所属を訪問し、以下（１）～（３）の業務のいずれかを行うこと。
 - （１）各所属の職場巡視を行う。
 - （２）各所属の（安全）衛生委員会に出席する。
 - （３）所属の要請に基づき講話・健康相談等を行う。
- 2 所属訪問回数は各所属あたり年１回とする。ただし、県産業医が必要と判断した場合は、この限りでない。
- 3 職場巡視及び（安全）衛生委員会出席に当たっては、所属その他関係機関と協議の上、必要に応じて事前資料を作成すること。
- 4 業務終了後は、「産業医活動結果報告書」を作成し、訪問した日の翌月１０日までに、各所属の長に提出すること。